

( 所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定 )

譲受(借)人	譲渡(貸)人	作成者	
		祝田 茂	
	判断の理由		該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・当該経営農地は、すでに譲受者が主に耕作しており、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に農地を効率的に利用できるものと見込まれる。		しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は、個人であり適用なし。		しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。		しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は、本業は町役場職員である。譲受人は耕作の繁忙期等作業するほか、譲渡人も作業に従事する。		しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超える。 (大槌町の下限面積:町内全域10アール以上) 畑・・・1,601㎡		しない
第2項第6号 (転借禁止)	当該農地は譲渡人の所有であり転貸には当たらない。		しない
第2項第7号 (地域調和)	・現在でも地域の一員として隣接耕作者との関係も良好であり、本件の権利譲渡により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないと考えられる。		しない
なお、12月17日に三浦英俊委員、北田和紀委員及び事務局が現地確認を行い、当該農地の状況を確認した。			